

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費
(新型コロナウイルス感染拡大防止を図るもの) 補助金交付要綱
〔制定：令和2年(2020年)6月22日 令2こども家庭第206号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費（新型コロナウイルス感染拡大防止を図るもの）補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」（平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の実施に要する経費に対し助成し、もって児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 県は、次の事業のうち新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るものに要する経費に対し、補助金を交付する。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業
- (2) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業

2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知するものとする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第5条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から10日を経過した日又は当該年度の

3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第8条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日以降に実施する事業から適用する。

別表

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
<p>児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</p>	<p>1 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム又はファミリーホームに係る事業分</p> <p>1 か所当たり 7,500,000円</p> <p>2 里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業分</p> <p>1 か所当たり 500,000円</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料</p>	<p>10/10</p>